

平成三十年六月八日受領  
答弁第三三三一号

内閣衆質一九六第三三一号

平成三十年六月八日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生太郎

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出森友学園に関する資料のマスクングが外れる文書が財務省のホームページに掲載されていたことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出森友学園に関する資料のマスクキングが外れる文書が財務省のホームページに掲載されていたことに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づく行政文書の開示を電磁的記録の交付等により行う場合の取扱いについては、従前より、総務省から各行政機関に対し、「情報公開事務処理の手引」等において不開示情報が記録されている部分の処理の方法等の留意事項を示して不開示情報が公になることがないように注意を促すとともに、研修等を通じて周知を図っているところである。現時点において、御指摘の法務省の事案及び再発防止策について周知は行っていないが、今後、御指摘の事案も踏まえ、より具体的な留意事項について周知を図ること等により、同法に基づく行政文書の開示以外の場合を含め、同様の事案の再発防止に努めてまいりたい。